

第4回自治基本条例に関する小委員会次第

日時：平成16年3月4日（木）

午後2時から

会場：上越文化会館 大会議室

開会

1 説明

（1）柏崎市市民参加のまちづくり基本条例の制定について

説明者 元（仮称）柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会委員
柏崎市教育委員会委員 栗林 淳子 氏

柏崎市総合企画部企画政策課課長代理 伊藤 学 氏

2 質疑応答（意見交換）

3 その他

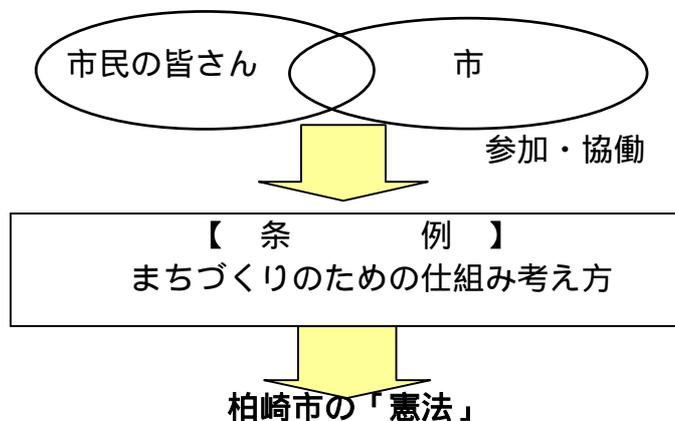
閉会

上越地域合併協議会「自治基本条例に関する小委員会」

『柏崎市市民参加のまちづくり基本条例について』

平成16年3月4日

1. 「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」とは



2. 条例制定の背景

地方分権との関係
社会的貢献

3. 条例の性格

4. 条例の意義・効果

5. 条例の公布・施行

条例の公布：平成15年3月21日

条例の施行：平成15年10月1日

6. 条例制定までの経緯

【(仮称)まちづくり基本条例勉強会】 ワークショップ

【(仮称)市民参加のまちづくり基本条例庁内策定委員会】

【(仮称)市民参加のまちづくり基本条例策定審議会】

7. 条例の主な内容

第4条 まちづくりの基本理念

第7条 参加する権利

第9条 情報の共有

第13条 市の役割

第17条 説明責任

第20条 市民投票

8. 条例の施行に向けて

職員の意識改革

市民の参加意欲への向上

柏崎市市民参加のまちづくり基本条例について

『自治のまち 柏崎市』をつくるため、平成15年10月1日から「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」を施行しました。
この条例について、紹介します。

1. 「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」とは

- ◆この条例は、市民、各種団体、企業、行政が、市政の基本原則を共有し、参加と協働をとおして、わたしたちのまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを条例化したものです。
- ◆条例では、柏崎市におけるまちづくりの基本原則、市民・コミュニティ・市の役割、議会・執行機関の責務、情報の共有、市民の市政への参加と協働の仕組み定めており、いわば、柏崎市の「憲法」ともいえる条例です。

2. 条例制定の背景

【地方分権との関係】

○地方分権一括法の施行（平成12年4月1日）

- ・従来の中央集権型社会 ➡ 地方分権型社会
- ・地方自治体は自主性、自立性を高め ➡ 個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現
- ・自己決定、自己責任の原則に基づき ➡ 地域内の諸課題に積極的に取り組む

地方自治体

「自ら治める責任」 ➡ 「国と対等、協力の関係」

○地方分権一括法の成果

- ・国の地方自治体への関与の減少 ➡ 機関委任事務の廃止
- ・個性豊かな自治体運営 ➡ 住民の意思の反映

【社会的背景】

○社会貢献活動

- ・自治体、NPO、市民ボランティア活動 ➡ 市民が「まちづくりの主体」

○21世紀の新しい時代

- ・住民の意思による自主的なまちづくり ➡ 行政との対話、参加、協働

市民参加

「協働のまちづくり」 ➡ 市民と市との役割・責任の分担

3. 条例の性格

- ◆ 柏崎市の最高規範として、他の条例や各種計画などの策定指針となる基本条例の性格を持っています。また、市民の皆さんの権利を明確にし、柏崎市の組織・運営に関する基本的事項を網羅した総合条例の性格をもっています。

4. 条例の意義・効果

- ◆ この条例により、市政運営を透明化することで、市民の皆さんから市政に対し理解と関心を深めて頂き、市民参加が促進されることが期待されます。
- ◆ 地方分権に対応したまちづくりへ市民の皆さんと市が協働して、自らの地域のために行動することが期待されます。

5. 条例の公布、施行

- ◆ 条例の公布：平成15年3月20日
- ◆ 条例の施行：平成15年10月1日

6. 条例制定までの経緯

【(仮称) まちづくり基本条例勉強会】の設置

- ・平成13年2月 第1回開催。公募の市民参加者12名。職員参加者12名で構成。
- ・平成13年12月までに15回開催。市民と職員による勉強会15回。職員WG4回開催。
- ・日本大学松野教授を講師に招き「まちづくり」の指導を受ける。先進事例のケーススタディ、ワークショップなどを実施し、条例のタタキ台を策定。

【(仮称) 市民参加のまちづくり基本条例庁内策定委員会】の設置

- ・平成14年5月 第1回開催。庁内内部の関係課、法規担当者13名で構成。
- ・8月まで8回開催。前年度の勉強会のタタキ台を基に、条例素案に盛り込む項目、内容を検討。

【素案の公表】

- ・「(仮称) 市民参加のまちづくり基本条例素案」について意見募集
- ・期間：平成14年10月7日から11月15日
- ・周知法：市ホームページ、市役所、市内各コミュニティセンター、ソフィアセンター、市民プラザに条例素案を配布。
- ・意見者：市民2名。市会議員5名。

【(仮称) 市民参加のまちづくり基本条例策定審議会】の設置

- ・平成14年10月2日 第1回開催。公募市民4名。団体推薦4名。学識経験者2名で構成。
- ・会長（新潟産業大学 教授 梅澤精）。男性委員7名。女性委員3名。
- ・平成15年2月7日まで7回開催。公表素案に対する市民等からの意見等について審議会で検討。審議委員の意見の検討。
- ・平成15年2月12日。審議会の審議結果を市長に報告。

【議会への説明】

- ・平成14年9月議会総務常任委員会で、条例素案の説明。
- ・平成14年10月11日全員協議会で、再度条例素案の説明。
- ・平成15年2月18日議員への説明会を設け、条例の最終案を説明し、意見を頂く。

7. 条例の主な内容

条 項	内 容
前文	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例制定に当たっての背景や基本的な考え方を述べるとともに、市民の皆さんと市の協働によるまちづくりを推進していくための前文で定めています。 ・前文は、市の特性、市の目指す姿、制定の理由で構成しています。
まちづくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを推進していくうえでの基本理念として、「市民の幸福」と「市民と市の協働」を定めています。
まちづくりの主体	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主体は市民であることを定めています。
まちづくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本理念に基づき、まちづくりの目標を次の7項目定めています。 ・『基本的人権』、『教育、生涯学習』、『福祉、健康』、『次世代』、『歴史、文化』、『経済、産業』、『自然、環境、安全・安心・快適な生活』
「参加する権利」と「情報の共有」	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市の協働によるまちづくりの推進のため、市民の皆さんのまちづくりへの参加の権利と協働の仕組み、情報共有の原則を定めています。
まちづくりの基本的な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおける市民と市民の一員である事業者、コミュニティ並びに市の役割を定めています。
議会の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、市の議事機関として市民の意思が適切に反映されるよう活動し、開かれた議会活動をするよう定めています。
市長と執行機関に責務	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市を代表し公正かつ誠実な市政の執行に努めることとし、職員は研鑽に努め、市民の一員の立場からも自ら市民と連携し、まちづくりに取り組むものと定めています。
説明責任	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する活動の内容やその意思決定の過程について、分かりやすく説明しなければならないと定めています。
審議会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・市が設置する審議会などに、市民の皆さんの参加を得て、広く意見を聴きながら施策を実施することを定めています。
総合計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等の策定にあたっては、市民参加に努め、計画相互間の調整を図るとともに、計画の実施にあたっては、行政評価と連動した効率的な財政運営を図ることを定めています。
市民投票	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に関して広く市民の意思を把握するために、市議会の議決を経て市民投票を実施できることを定めています。 ・市民、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならないとしています。

8. 条例施行までの取り組み

◆条例施行までの取り組み

1 市民への公表、説明会の開催

- ・条例について市民への公表（市 HP、情報コーナー、市民プラザ、図書館、コミュニティセ

ンターへの配布)

- ・ 条例について市民への説明会の開催（地域懇談会にて説明）
- ・ 条例について「広報かしわざき」にて解説（広報かしわざき 4月20号で条例の全容。5月5日号から7回連載し解説）

2 職員への研修（この条例を運用する職員の意識改革、意識の向上）

- ・ 条例について職員研修会に実施（全職員対象）

3 市民参加の手法の確立

- ・ 市民意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）要綱の策定（平成 15 年10月1日。同時施行）

○問い合わせ先 この条例の詳しい内容、考え方については、企画政策課企画班へ「柏崎市ホームページ」企画政策課の中に、条文と考え方を掲載しています。

▼柏崎市総合企画部企画政策課企画班

945-8511 柏崎市中央町5番50号

TEL 0257-21-2321（直通）

FAX 0257-32-3303

E-mail: kikaku-mati@city.kashiwazaki.niigata.jp

ホームページ <http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp>

『自治のまち 柏崎市』をつくるため

10月1日から「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」を制定しました

この条例は、市民、各種団体、企業、行政が、市政の基本原則を共有し、参加と協働をとおして、柏崎市のまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを条例化したものです。
この条例の条文をここにお知らせします。

柏崎市市民参加のまちづくり基本条例

平成15年3月20日
柏崎市条例第6号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 まちづくりの基本原則（第4条 第6条）
- 第3章 参加と協働（第7条・第8条）
- 第4章 情報の共有（第9条・第10条）
- 第5章 まちづくりの基本的役割（第11条 第13条）
- 第6章 議会及び執行機関の責務（第14条 第19条）
- 第7章 市民投票（第20条）
- 第8章 条例の改正（第21条）

附則



私たちが暮らす柏崎市は、三階節で謳^{うた}われた米山と、黒姫山、八石山の刈羽三山に囲まれ、一方日本海に面した海岸線は、変化に富む福浦八景や砂丘地が続く、海と山の自然に恵まれた美しく豊かな地域です。この自然の恵みと、歴史に育^{はぐ}まれた伝統文化は、市民の生活に潤いと心の安らぎを与え、先人の英知と努力はその時代にふさわしい産業を興し、地域の生活基盤を築いてきました。エネルギー産業都市、人を育てる学園都市、私たちは今、その発展したにぎわいのまちに住んでいます。

新たな分権型社会を迎えるに当たって、私たち柏崎市民は、この地の自然と歴史を踏まえつつ、さらなる自治の精神を発揮して、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくりあげていくことが求められています。

そのためには、自らの責任において主体的に自己決定を行い、自治の主役として積極的に行政に参加することで、市民と市が相互に補完しつつ、協働してよりよいまちづくりを推進していくことが必要です。

ここに、私たちは、柏崎市のまちづくりを方向づける基本原則を掲げ、市民と市それぞれの役割と責任を明らかにするため、柏崎市の最高規範として、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民参加のまちづくりを推進

するための基本原則を定め、自治の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住み良いまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した市民のための暮らしの創造をいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 市 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する普通地方公共団体としての柏崎市をいう。
- (4) 協働 市民と市、又は市民と市民とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することをいう。
- (5) 参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画立案及び実施に主体的にかかわることをいう。
- (6) コミュニティ 自主性と責任を自覚した市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織をいう。

(条例の位置付け)

第3条 市民は、市民参加のまちづくりを推進するに当たり、この条例の目的及びまちづくりの基本原則を尊重するよう努めるものとする。

- 2 市は、条例、規則その他の規程又は市の基本方向を示す各種計画の策定に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民の幸福の実現を目指して進めるものとする。

- 2 まちづくりは、市民と市が協働して推進し、市民がその成果を享受していくものでなければならない。

(まちづくりの主体)

第5条 市民は、まちづくりの主体であり、自主的にまちづくりに参加し、その推進に努めるものとする。

(まちづくりの目標)

第6条 市民と市は、まちづくりの基本理念に基づき、それぞれに協働し、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) すべての市民の人権が尊重され、地域社会が連携できるまちづくり
 - (2) すべての市民が学ぶ喜びを持ち、生涯にわたって学習できるまちづくり
 - (3) すべての市民が共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり
 - (4) 次世代を担うすべての子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
 - (5) 歴史と伝統を継承し、感動を分かち合える文化を創造できるまちづくり
 - (6) 仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びを持てるまちづくり
 - (7) 自然と環境との共生を図り、安全・安心・快適な生活を営めるまちづくり
- 2 市民と市は、まちづくりのために行動する市民を^{はぐく}み、多くの市民が共感できるまちづくりの推進に努めるものとする。

第3章 参加と協働

(参加する権利)

第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

（協働の仕組み）

第8条 市民と市は、お互いの役割と責任の下に、良きパートナーとして連携してまちづくりに取り組むものとする。

第4章 情報の共有

（情報共有の原則）

第9条 市民と市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するために必要な市の保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

（情報の提供）

第10条 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供できるよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう整理し、保存しなければならない。

第5章 まちづくりの基本的役割

（市民の役割）

第11条 市民は、自らの責務と地域社会の期待を自覚し、まちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めるものとする。

（コミュニティの役割）

第12条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

（市の役割）

第13条 市は、まちづくりに関する活動及びその意思決定の過程において、市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。

第6章 議会及び執行機関の責務

（議会の責務）

第14条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう活動しなければならない。

2 議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視するとともに、その結果を市民に明らかにしなければならない。

3 議会は、議員が議会活動を活発に行えるように、その組織を機能的なものにしておかなければならない。

4 議会は、その活動を行うに当たり、市民に開かれたものにしなければならない。

（市長の責務）

第15条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の負託に^{こた}応えなければならない。

3 市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければならない。

（執行機関の責務）

第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

- 2 執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものとしておかなければならない。
- 3 職員は、常に研鑽^{けんさん}に努めるとともに、市民の一員である立場からも自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

（説明責任）

第17条 市は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、市民に分かりやすく説明しなければならない。

（委員の市民公募）

第18条 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するもの（以下これらを「附属機関等」という。）の委員を選任する場合は、その全部又は一部を公募により選任しなければならない。ただし、法令等の規定により公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めなければならない。

（総合計画等の策定）

第19条 市は、基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」という。）を、まちづくりの基本原則にのっとり策定しなければならない。

- 2 市は、総合計画の策定過程に広範な市民が参加できるよう努めなければならない。
- 3 市は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図らなければならない。
- 4 市は、総合計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、市民の満足度の把握に努め、市民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。
- 5 市は、総合計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

第7章 市民投票

（市民投票）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。

- (1) 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。
 - (2) 議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。
 - (3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。
- 2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定める。
 - 3 市民、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

第8章 条例の改正

（条例の改正）

第21条 市は、この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により、改正する必要が生じた場合は、遅滞なく改正しなければならない。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

問い合わせ先 この条例の詳しい内容、考え方については、企画政策課企画班へ。 「柏崎市ホームページ」企画政策課の中に、条文と考え方を掲載してあります。 企画政策課企画班（電話21-2321）
--

==市民の皆さんと協働によるまちづくりの推進==

『自治のまち 柏崎市』をつくるため

◆10月1日から「市民参加のまちづくり基本条例」を施行しました◆



◆柏崎市に住み、働き、学ぶ人々と行政が、市政の基本原則を共有し、参加と協働をとおして、わたしたちのまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みとして、市は、「市民参加のまちづくり基本条例」を10月1日から施行しました。

◆柏崎市における「まちづくりの基本理念」「市民・コミュニティ・市の役割」「議会・執行機関の責務」「情報の共有」「市民の市政への参加と協働の仕組み」等を定め、柏崎市の「憲法」ともいえる条例です。

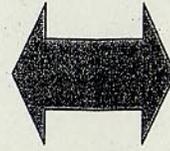
◆市民の皆さんと協働によるまちづくりを推進し、「自治のまち 柏崎市」をつくっていきましょう。

市民

市



連携



まちづくり

まちづくりの主体

☆まちづくりの主体である市民の皆さんが、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、お互いの権利を認め合い、市民相互に補完、協力することにより、まちづくりの推進になります。

まちづくりの推進

市民のまちづくりへの「参加する権利」、「協働の仕組み」、「情報共有の原則」が保障されています。

自らの責務と地域社会の期待を自覚し、まちづくりに積極的に参加するよう努めることが定められています。

市民の役割

☆まちづくりの一員である市民の皆さんは、自己の責任とその果たす役割に基づきまちづくりに参加するように努めることが定められています。

☆市民の一員である事業者は、地域を構成する一員として雇用や納税等の社会的責任を果たし、自ら社会貢献活動、社会参加活動に努めることが定められています。

市の役割

☆市政の意思決定の過程に、市民の皆さんが参加できる機会の確保に努め、市民の皆さんの選択と責任による住民自治の拡充が図られることを目指します。

議会の責務

☆市の意思決定機関である議会は、市民の皆さんの意思が市政の運営に適切に反映されるように活動します。

市長の責務

☆市の代表者である市長は、市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行します。
☆市民の皆さんとともに、自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の皆さんの負託に応えます。

執行機関の責務

☆職員は、常に研鑽に努め、市民の一員である立場からも自ら積極的に市民の皆さんと連携し、まちづくりに取り組みます。

まちづくりの基本理念とは？

☆まちづくりの基本理念は、「市民の幸福」と「市民と市の協働」。

☆「市民の幸福」

・まちづくりは、一人一人の市民の皆さんの幸福の実現を目指して進めます。

☆「市民と市の協働」

・まちづくりは、そこで暮らすすべての人々のために一人一人を尊重し、市民の皆さんと市が協働して市政運営を行い、市民の皆さんがその結果を享受するものです。

市民の皆さんがまちづくりに関する活動に参加するには？

☆市民の皆さんは誰でも自由に平等な立場で、まちづくりに参加することができます。

☆市政運営への市民参加を実効性のあるものにするため、市は市民参加の機会の確保に努めます。

☆主な市民参加の手法

「市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）」

「市民会議方式（シンポジウム、説明会など）」

「委員会方式（審議会、懇談会、委員会など）」

「公募の意見、アイデア募集」

「アンケート方式」 など

市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）とは？

☆市の基本的な計画や条例等の策定に当たり、その計画等の案の趣旨、内容等を事前に公表し、広く市民の皆さんから意見や情報を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見などの概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

☆市は、「市民参加のまちづくり基本条例」の施行にあわせ「市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）」を平成15年10月1日から導入しました。

情報の共有

まちづくりに関する情報を市民の皆さんに提供し、説明します。
市民の皆さんと市は、まちづくりに関する情報をお互いに保有し、活用していきます。

コミュニティの役割

地域を構成する人々がお互いに助けあい、支えあい、いきいきと暮らすことができるコミュニティの形成は地域にとって大切です。
地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めることとしています。

審議会等への市民の参加

市政運営に対し広く意見集約に努め、市民参加を推進するため、市の意思形成の過程における、市の審議会等に市民の皆さんが参加し、意見を反映するようにしていきます。

市民への説明責任

まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、市民の皆さんに分かりやすく説明します。
市民の皆さんの要望・意見には速やかに対応します。

市民投票

市の重要な事柄について、十分な議論を行った上で、市長は市民の皆さんの意思を把握するため、市議会の議決を経て市民投票を実施することができます。